

平成 2 8 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案  
(追加)

資 料



上尾市告示第 3 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定による上尾市条例制定請求を、平成 2 8 年 1 2 月 2 日に受理したので、同条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 9 8 条第 1 項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

上尾市長 島 村 穰

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

上尾市大字小泉 1 番地 3 4	土 屋 豊 子
上尾市上町一丁目 1 0 番 4 号	清 水 昇 一
上尾市春日一丁目 3 2 番地 6 5	田 島 純
エイジオレガロ 1 0 9	
上尾市柏座四丁目 2 番 1 1 号	千 鳥 貴 弘
上尾市大字上 8 5 9 番地 1 1 9	中 澤 正 雄
上尾市大字上 1 2 0 0 番地 6	森 幸 一
上尾市泉台一丁目 1 8 番地 1 0	渡 辺 繁 博
上尾市富士見二丁目 1 0 番 2 0 号	大 友 弘 巳

2 請求の要旨

上尾市は、駅近くの上町にある現在の図書館本館を中心市街地から遠く離れた上平公園西側に移転建替えを行う計画を進めています。この新図書館複合施設計画は、計画内容も財政見通しも当初説明から二転三転しており、市民に十分な説明のないまま「移転建替えありき」で事業が進められています。

多額の建設費がかかるこの事業について、以下の理由から、市民が判断できる十分な情報を提供し、市民の意思を問うべきと考えます。

(1) 新図書館複合施設計画は、図書館関係者が「常識では考えられない」

と一様に指摘する駅から遠く離れた交通不便地域への移転建替え計画であり、交通不便のため利用できない市民が大幅に増加します。

上平公園西側への立地については、市長主導の市の内部会議（政策会議）で決定しており、立地場所の選定について市民の意見や有識者の意見を聴く機会はもたれていません。市民代表の懇話会やパブリックコメントはすべて上平移転を決めた後行われたものです。

- (2) 当初の図書館単独の移転建替え計画から、複合施設計画に変更し、図書館専用部分が現在の図書館より狭くなることになりました。また、移転建替えの費用は、当初の20億円という説明から、38億円に膨れ上がっています。こうした計画や見通しの変更についても市民の意見を聞く機会はありません。
- (3) 限られた財政状況の下で、また、災害復興や東京オリンピックの影響で建設費が高騰している時期に、他の優先度の高い事業（プレハブ校舎の解消、公立保育所の耐震化、介護体制の拡充等）を後回しにしてまで建設を強行する必要があるのかという疑問の声も広がっています。
- (4) 海老名市や桶川市は、既存施設のリニューアルによって、少ない費用で、利用者を大幅に増やす図書館整備を行っています。現図書館の改修や地域分館、公民館図書室などに費用を投入して充実整備を図る方が、少ない経費で多くの市民が利用しやすい図書館システムになるのでは、という意見も多く出されています。
- (5) 住民投票は、主権者である市民の意思によって市政が運営されることを保障する直接請求の権利行使であり、新図書館複合施設計画に賛成の人も反対の人も、納税者であり公共施設の利用者である市民として、意志表示の機会が必要です。

以上のことから、新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定を求めるものです。

### 3 請求条例案の題名

新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例